

善通寺市監査委員会公表第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により執行した出資団体への監査結果に関する報告に対し、団体から措置を講じた旨の通知があったので同条第9項の規定に基づき公表します。

平成28年4月1日

善通寺市監査委員 藤岡博文

善通寺市監査委員 大平達城

## 平成27年度出資団体監査（後期分）

### 出資団体監査指摘事項の取組について

#### 【株式会社まんでがん指摘事項】

##### 1. 定款の事業目的について

「まんでがん」は、平成11年に設立されてから17年間が経過しようとしている。

しかし、定款の事業目的に一部取り組みが難しい事業があるので、見直しを検討されたい。

##### 2. 決算報告書の財産目録について

「まんでがん」の財産目録の資産の部に、建物の記載が無いので、次期決算報告書において訂正されたい。

##### 3. 建物等の修繕について

「まんでがん」が所有している建物は、築10年を超え、2階への外側の通路等の修繕が必要となっている。

一方、同社の財政は、平成25年度までは赤字の決算が続き、平成26年度に黒字の決算になったばかりである。

このような状況下、建物等の修繕は、多額の予算を必要とするため、建物等の修繕の計画を役員会、商工会議所及び市等を交えて検討し実施されたい。

##### 4. 役員就任における事務手続きについて

「まんでがん」は市が、50%以上出資している外郭団体であり、そこに充て職として役員就任している市職員については、無報酬であるとはいえ、「まんでがん」が営利企業といえることから、地方公務員法第38条に基づき市長の許可を得る等の必要な事務手続きについて秘書課と協議して対処されたい。

#### 【検討結果】

1. 当社の定款に定める事業内容について、設立時の状況にも考慮し検討する。
2. 次期、決算報告書において訂正する。
3. 建物等の修繕について、株主等と検討する。
4. 善通寺市と協議する。

#### 【土地開発公社指摘事項】

1. 先行取得した土地について

現在、市の要請により先行取得した土地が2件ある。

市の公社の保有期間は、いずれも10年以上になる。「多目的広場」用地は公社としての事業もなされておらず、早い時期に市に買い取りを要望されたい。

## 2. 文書管理について

公社で取り扱っている文書について、市の文書取扱規定に準じた文書保存基準が設定されていない。

また、一部の文書については、管理不十分なものが見られる。

今後、文書保存基準等を設け、適切に対処されたい。

### 【検討結果】

#### 1. 先行取得した土地について

市の事業計画や財政状況を鑑みながら、可能な限り早い時期の買い取り要望を行う。

#### 2. 文書管理について

ご指摘の件については、市の文書取扱規定の準じた規程の策定を行い、適切な文書管理に努める。